

公益社団法人砥粒加工学会賞熊谷賞規程

平成22年 2月12日 理事会制定

1. 総則

- 1-1 本学会に、砥粒加工学会賞熊谷賞（以下、熊谷賞という）を設ける。
- 1-2 熊谷賞は、砥粒加工学会誌の過去1年間に掲載された論文を対象とし、本学会を支援する産業界から、その内容が優秀と認められたものに対して、砥粒加工学会をいっそう奨励・促進し、産業界からの期待に応えることを目的として贈賞する。
- 1-3 贈賞は原則として1件以内とし、砥粒加工学会賞論文賞（以下、論文賞という）との重複受賞を認める。ただし、該当する論文がない場合には、当該年度の贈賞を行わない。

2. 審査委員会

- 2-1 熊谷賞を審査する砥粒加工学会賞熊谷賞審査委員会（以下、審査委員会という）を設ける。審査委員会に委員長1名、幹事2名、委員10名以上をおく。
- 2-2 委員長は理事会の議決により会長が委嘱する。特別な事情がない場合は、公的機関から選出された部会長がこれにあたる。
- 2-3 幹事は審査委員の中から委員長が指名する。特別な事情がない場合は、校閲担当理事および公的機関以外から選出された賛助会員会担当理事がこれにあたる。
- 2-4 委員は審査委員長が推薦し、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

3. 審査基準

- 以下の5項目とし、中でも工業的寄与ならびに波及効果に重点を置くものとする。
- (1) 独創性・新規性
 - (2) 工学的寄与ならびに波及効果
 - (3) 工業的寄与ならびに波及効果
 - (4) 将来性・発展性
 - (5) 努力度

4. 表彰

- 4-1 贈賞は、毎年通常総会において行うことを原則とする。
- 4-2 表彰は、賞状及び記念盾とし、受賞者全員に贈る。

付 則

本規程は平成22年2月12日より準用を開始し、公益社団法人の設立登記の日から施行する。